

厚生労働省公益通報の状況

1. 省内での通報受付態勢の状況

(1) 内部規程の概要等

「厚生労働省における外部の労働者からの公益通報に対する事務手続きに関する訓令」(以下「訓令」という。)を定め、この中で、窓口の設置、公益通報に係る事務等について規定。

(2) 通報窓口と相談窓口の設置状況

大臣官房総務課行政相談室に通報相談窓口を設置。

(3) 公益通報以外の通報の取扱い状況

受け付けた相談又は通報については、公益通報者保護法及び訓令に定められた公益通報の要件を満たしているかを判断し、公益通報の要件を満たさない通報については、情報提供として受け付けている。

(4) 職員への周知

事務連絡を発出し公益通報制度の周知徹底を図っている。

2. 省内での通報処理状況（平成21年度の状況）

(1) 通報の受理の状況

公益通報として受理した件数 4, 493件
※件数には、地方部局等の件数を含む。

(2) 受理後の処理状況

公益通報として受理したものにつき
①調査に着手した件数 4, 113件
②措置を講じた件数 3, 287件
※件数には、地方部局等の件数を含む。

(3) 通報の受理から処理の終了までの標準処理期間

特に定めはなし。

3. 省内での管理状況

(1) 通報関連資料の保存期間

5年